

2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社トヨコー
代表者名 代表取締役 CEO 豊澤 一晃
(コード：341A、東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 白井 元
(TEL. 0545-53-1045)

監査等委員会設置会社への移行、取締役人事及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会での承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、これに関連して同総会に付議する取締役人事及び定款変更議案を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ①取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ります。
- ②重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任できるようにすることで、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び業務執行の更なる迅速化を図ります。

(2) 移行の時期

2025 年 6 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行い、これに伴う条数の修正、規定及び文言の加除及び修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。なお、取締役新体制は以下となる予定です。

現状		新体制（予定）	
代表取締役 CEO	豊澤 一晃	代表取締役 CEO	豊澤 一晃
取締役 CFO	白井 元	取締役 CFO	白井 元
取締役 COO	鈴木 紀行	取締役 COO	鈴木 紀行
社外取締役	藤田 和久	社外取締役	守屋 実
社外取締役	守屋 実	社外取締役（監査等委員長）	佐々木 輝
常勤監査役	佐々木 輝	社外取締役（監査等委員）	阿部 洋
監査役	阿部 洋	社外取締役（監査等委員）	川添 文彬
監査役	川添 文彬		

※藤田 和久は、2025 年 6 月 24 日を以て任期満了退任となります。

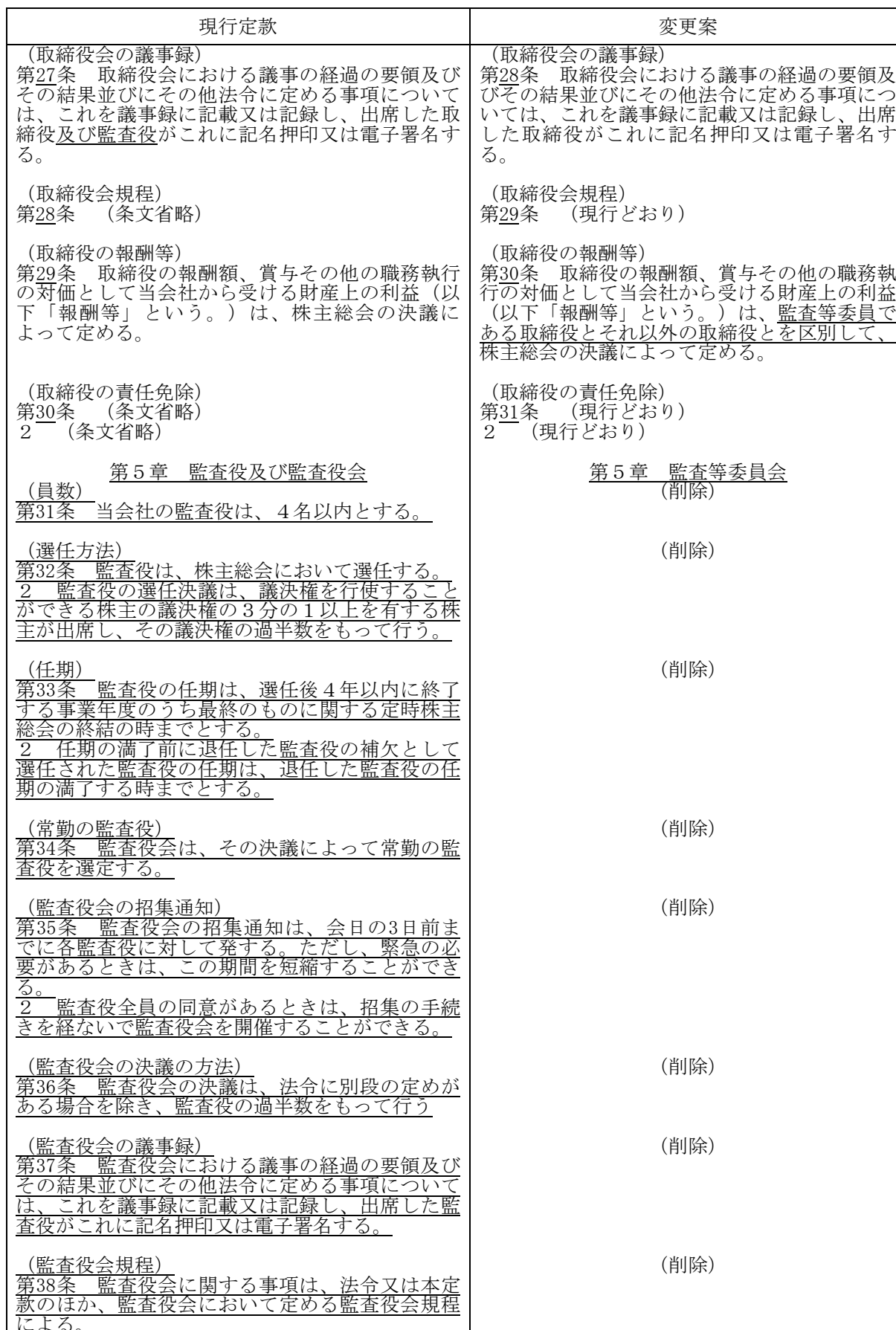
(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日・効力発生日 2025 年 6 月 24 日（火）（予定）

別紙（定款変更の内容）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人 第5条～第18条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 （新設） （選任方法） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 （条文省略） 3 （条文省略） （新設） （任期） 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 第22条～第23条 （条文省略） （取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条～第26条 （条文省略） （新設）	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （削除） （3）<u>会計監査人</u> 第5条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> （選任方法） 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 （現行どおり） 3 （現行どおり） 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u> （任期） 第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条～第23条 （現行どおり） （取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条～第26条 （現行どおり） （重要な業務執行の決定の委任） 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の決定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>



現行定款	変更案
(監査役の報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>	(削除)
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(監査等委員会の議事録) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第41条～第42条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
(報酬等) <u>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	(報酬等) <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第44条～第47条 (条文省略)	第40条～第43条 (現行どおり)
附則 変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずる。 2 本附則は、第1項で定める効力を生ずる日をもってこれを削除する。	附則 (削除)
(新設)	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置) <u>第1条 令和7年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</u>